

検証 2、ミュージアム経営のゆくえ 指定管理者制度

原田 博二

長崎歴史文化博物館は、平成 17 年 11 月開館した。本館は長崎県と長崎市がその建設から運営に到るまで一体となって取り組むこと、長崎県と長崎市のそれぞれの所蔵資料、すなわち旧県立美術博物館、旧長崎市立博物館、長崎県立長崎図書館のそれぞれの資料を併せて一元管理すること、さらには、指定管理者制度を本格的に導入、(株)乃村工藝社が長崎県より指定を受けて管理運営を行っていることなどがその大きな特徴である。本館の基本理念は、交流・連携・発見と継承・発展であるが、展示も「歴史のなかに新たな長崎が発見できる」を基本理念に、近世長崎の「海外交流史」をメインテーマとし、さまざまな角度から長崎の歴史と文化を展示するとともに、長崎の行政や貿易の要であった長崎奉行所の果たした役割をわかりやすく展示、旧長崎県立美術博物館、長崎市立博物館、長崎県立長崎図書館が所蔵する実物資料を中心とした実感ある展示、長崎学の研究拠点として長崎学への関心を高めるとともに、調査や研究に貢献できるような展示などである。指定管理者の業務としては、設置者負担金事業と利用料金及びその他自主事業の 2 つの事業があるが、設置者負担金事業には生涯学習支援事業と調査研究事業、施設維持管理業務の 3 つの業務で、その内の施設維持管理業務には施設総合管理、設備保守、清掃、警備、樹木管理、修繕、受付案内業務など 7 つである。利用料金及びその他自主事業には常設展示事業や企画展等事業、イベント事業、広報営業活動、駐車場運営事業、施設等貸出事業、ミュージアムショップ事業、飲食施設事業など 8 つである。このように、本館の指定管理者の業務は、多岐にわたっているが、最も大きな課題は、長崎県と長崎市の所蔵資料のより効率よい管理と展示、さらには調査研究と長崎学の振興である。本館の指定基準は本館条例 6 条規定の 住民の公平な利用を確保できる内容であること、博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減を図ることができる内容であること、指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、博物館の管理運営を安定して行うことができるものであること、県との連携が十分に図られるものであること、県内に事務所を有する法人であることの 5 項目で、都合 2 回の公募が行われ、審査の結果、乃村工藝社に決定された。指定期間は平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間である。この指定管理者制の導入によってより効率の良い運営が図られるものであるが、博物館の根幹である学芸業務までが指定管理者の業務範囲内であるため、学芸員の確保や展覧会、特に企画展や各種事業の継続性、とくに長崎学の振興など、課題も山積していることは歪めない。しかし、なによりも設置者である長崎県と長崎市、指定管理者である乃村工藝社の 3 者が信頼し、協力し合うことによってこれらの難問や課題も克服できると思われる。ちなみに、平成 17 年度の入館利用者は 16 万人を目指していたが、同 18 年 4 月 1 日 30 万人の入館者を達成した。